令和８年（フ）第２９８号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番９―103号
破産者　有限会社カイザー
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第２２６１号
名古屋市中川区舟戸町４番19号
破産者　カロライン株式会社
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９６号
名古屋市守山区大谷町１番19号
破産者　株式会社Ｍ・Ｙフーズ
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３３０号
岡山市南区新保605番地２
破産者　株式会社ユーズド・ハウジング岡山
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６９号
岡山市北区表町二丁目２番56号、旧本店所在地岡山県津山市山下57番地１
破産者　合同会社ＡＮＤＯ
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７号
福岡県直方市感田2219番地17
破産者　ＣＯＳＭＯ　ＡＲＴＳ株式会社
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第４８４号
北海道北斗市七重浜４丁目８番15号
破産者　株式会社トラバンス
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２９号
北海道帯広市大通南31丁目42番地
破産者　株式会社ドリーム・アート
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第７７号
秋田市川尻大川町12番52号
破産者　株式会社フジ代行
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１号
福島県白河市東釜子字薄久保147番地１
破産者　有限会社東一衣料
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第４０７号
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目34番10―502号
破産者　ＲＯＯＭ合同会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４０８号
東京都武蔵野市西久保１丁目30番６号
破産者　辻　慎太郎
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４３８号
東京都立川市上砂町５丁目11番地の10ルミエール上砂第１　201号
破産者　矢野　太智
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６４０号
埼玉県所沢市東所沢三丁目９－３コーポロイヤルスキー103
破産者　株式会社Ｉ．Ｃ．Ｅ
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９０７号
東京都青梅市河辺町６丁目６番地の５エクセル河辺103
破産者　岡本　　進
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９０８号
東京都青梅市河辺町６丁目６番地の５エクセル河辺103
破産者　岡本　妙子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０１５号
東京都昭島市武蔵野２丁目10番17―404号
破産者　久保田映子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第５号
長野県上田市下之郷乙328番地９
破産者　株式会社アイ
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

令和６年（フ）第２３４号
静岡県浜松市中央区志都呂一丁目33番１号
破産者　太伸株式会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第２８２号
静岡県浜松市中央区高丘北一丁目３番30号、商業登記簿上の住所静岡県磐田市鳥之瀬82番地
破産者　株式会社アイエヌジー
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第２８４号
静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目６番21号
破産者　株式会社アバンティ
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係